三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十二条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十三条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十四条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十五条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十六条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十七条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第六百十一号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十八条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第二十九条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千六号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第三十条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千七号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第三十一条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千百八号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）